

別表第2（第4条関係）

補助金の種類	(2)出産世帯奨学金返還支援補助金
<p>○補助の要件</p> <p>特別な事情により市長が認めた場合を除き、令和7年4月1日以降に生まれた児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育している父母のいずれかであって、遅滞なく奨学金を返還している者（返還完了した者を含む。）</p> <p>ただし、他の奨学金返還支援事業により、本補助金と同一の期間を補助対象経費とした給付を受けた場合、又は対象児童の出生に対し、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた場合は、補助対象としない。</p> <p>○補助対象経費</p> <p>対象児童の母子健康手帳の発行日（ただし、特別な事情により市長が認めた場合は、市長が別に定める日）から1歳の誕生日の前日（以下「誕生日前日」という。）までの期間に、申請者及び同居する配偶者が返還した以下の奨学金（繰上償還を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金 ・愛媛県奨学資金 ・その他、市長が認めた奨学金等 <p>○補助限度額：奨学金を返還している者1人当たり 20万円</p> <p>※交付申請年度の前年度にこの補助金を受給した場合は、上記に定める補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を補助限度額とする。</p> <p>○提出書類等</p> <ol style="list-style-type: none"> ①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） ②出産世帯奨学金返還支援補助金申請明細書 ③補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの） ④対象児童の母子健康手帳の写し（発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かるもの） ⑤奨学金等の貸与を証する書類（奨学金貸与機関が発行したもの） ⑥返済計画を確認することができる書類（貸与金額、割賦方法、賦課金等が分かるもの） ⑦奨学金の返済額を証する書類（預金通帳の名義人及び返還額が分かる部分の写し又は領収証等） ⑧事業に関するアンケート（出産世帯奨学金返還支援補助金） <p>○受付期限及び提出方法</p> <p>受付期限：令和9年3月31日（水曜日）又は対象児童の1歳の誕生日前日のいずれか早い日。ただし、誕生日前日が伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）の場合は、その直前の市の休日でない日を受付期限とする。</p>	

提出方法：えひめ電子申請システムによる申請又は下記の申請受付窓口に出書書類等を持参若しくは郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期間を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。また、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

○その他留意事項

上記受付期限内に提出した場合であっても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

えひめ電子申請システムにより申請した場合は、本補助金の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた翌年度から5年間保管しなければならない。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 企画振興部 地域創生課
電話089-909-6382

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、市の休日を除く。